一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福島県白河市大字搦目ヶ入石切場一の三二、一の三三、旗宿長峯一、表郷金山字犬子山二の三、大信下小屋字樋ケ沢一三五の一、一三五の二、字井戸ケ沢二の一、字西宿二二六、大信隈戸字岡ノ内八五、八七、字赤仁田一の一五二、一の一五三、八〇の四、九一の二、字上ノ台三四、三五の一、三五の二、字日渡一二四、一二六、一二八
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十月十四日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町赤津字東岐八一二三の四四から八一二三の四六まで、八一二三の一二〇、字西岐八一二四の五五
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字滝ノ平八一の九、八一の一〇、字古内一三五（次の図に示す部分に限る。）、字薄木一一一、一一二、一一三の一、一一三の二、一一五の一から一一五の三まで、一一六、字八ケ久保北向一九二、一九五の一、一九六の一、一九六の二、字仁田一七六の一・一七六の二・一八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五、一八四の一、大字大久田字ヲテマ三三の一、字下大久田一四四の一〇五、字石神九七の一、一〇一の一、大字田口字西作九二の一、大字鎌田字田中田一七一、一七三の一、一七四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字滝ノ平八一の九、八一の一〇、字古内一三五（次の図に示す部分に限る。）、字薄木一一一、一一二、一一三の一、一一三の二、一一五の一から一一五の三まで、一一六、字八ケ久保北向一九二・一九五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヲテマ三三の一（次の図に示す部分に限る。）、字西作九二の一、一〇一の一、字田中田一七一、一七三の一、一七四
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁並びに郡山市役所及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十月十四日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成六年十一月十五日農林水産省告示第千五百五十六号（一に係るものに限る。）、平成十一年一月十二日農林水産省告示第二十六号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十七年十月十四日
国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和三十四年建設省告示第千六百五十四号で指定した渓寿川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から一級河川肱川合流点までの区間の土地の区域
愛媛県大洲市菅田町字津
字並柳　甲二六三番一　一号
字淵ノ瀬　甲三八七番二　二号
二　昭和五十一年建設省告示第百五十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から一級河川肱川合流点までの区間の土地の区域
愛媛県大洲市菅田町字津
字成見　甲七〇六番一　一号
　甲七〇六番二　二号

○国土交通省告示第千五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年十月十四日
国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ヲイヤ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里
字大柳　一三七八番一から一三七八番三まで
　一三七九番
　一三八〇番
　一三八一番二
字大岩
　一五四五番三から一五四五番一六まで
　一五四六番三から一五四六番五まで
字マル橋木
　一五四七番一
　一五四七番七
　一五四七番一二から一五四七番一八まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里
字大柳　一三八五番　一号及び二号
字大岩　一五四五番三　三号
字マル橋木　一五四七番一八　四号
字熊沢　一三七七番一　五号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　冥加沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十四年国土交通省告示第六百二十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県熱海市泉元宮上分
字徳田ヶ久保　二九七番一　一号から四号まで
字二ツケ山　二八二番一　五号から七号まで
　二八〇番一　八号から十号まで
字徳田ヶ久保　二九七番一　十一号から十三号まで